



7月に52歳になりました。
清須市の未来のために、全身全
霊で議員活動に取り組めます！

市政活動レポート Vol.38



酷暑の続く中、九州地方では豪雨災害が発生しております。被害に遭われた皆様へ、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

さて、7月には清須市が市制20周年を迎え、清須市市長選挙(参院選との同日選挙)も行われました。投票率は59.25%となり、皆様の関心の高さを伺い知ることができました。議員定数削減等、取り組むべき課題もまだまだ残っておりますが、5年、10年、さらにその先の未来の清須市のために、全身全霊で議員活動に取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

秋の訪れを感じるのはしばらく先になりそうです。どうぞ健康には十分ご留意ください。

◆◆◆◆◆ 6月定例会一般質問 ◆◆◆◆◆

★ハラスメント防止対策について

昨今、ハラスメントに対する関心が高まっています。ハラスメントは、パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ等に分類され、民法で不法行為と定義されています。これらの5つのハラスメントのほか、最近ではカスハラが社会問題化しており、企業のみならず各自治体、行政も積極的な対策に乗り出しています。

本市においても官民共通の課題と捉え、質問しました。

大塚:職員に対するハラスメントの現状とその対策について

人事秘書課:カスハラ問題に対し、当直室への通話録音機能装置付電話の設置と、職員の名札を名字のみに変更する対策を行っています。その他のハラスメントに関しては現認しておりません。

大塚:過去のハラスメントによる体調不良や休職、又は退職された人数について

人事秘書課:ハラスメントに起因する体調不良や休職、退職となった職員は現認しておりません。

大塚:職員のカスハラに対応するためのマニュアル作成や研修について

人事秘書課:カスハラを始め様々なクレームに組織として対応できるよう清須市クレーム対応マニュアルを作成し対応しています。また研修は希望により、クレーム対応研修等を受講してもらっています。

市では職員を対象にしたハラスメントに関するアンケートや調査を行っていません。記名制で加害者・被害者が明確になることを嫌う職員がいることや、無記名では原因をつきとめられないことが実施に至らない理由です。

自治体窓口はカスハラが起りうる場であるため、その実情を職員が理解し情報共有し、対応の標準化や透明性を確保するためにも、まずはアンケートや調査ができる体制づくりが必要です。

また、防犯設備や記録システムの導入等も、カスハラ抑制に繋がるより良い環境づくりと言えます。

10月からの施行を目指す県のカスハラ防止条例により、事業者、労働者等及び顧客等の責務が明らかとなります。また、この啓発活動により市内全体でカスハラ防止対策の推進が図られます。

大塚:市内民間事業者に対するカスハラ予防に向けた啓発活動について

産業課:国も令和に入り取り組みを始め、厚生労働省がカスハラ対策企業マニュアルや対策リーフレットを作成しています。今後は、市のホームページや広報などで周知を図るとともに商工会を通じて会員にも紹介していきます。

大塚:カスハラ防止条例の制定について

産業課:カスハラ防止条例は、東京都、北海道、群馬県、桑名市、群馬県嬬恋村で制定されています。愛知県においては6月議会にカスハラ防止条例が提出されますので、今後県の動向を注視していきます。

カスハラは幅広い業種・業態で起こっており、その実態は様々です。業界によって求められる基準が異なるため、業界ごとの事例収集と、本市の条例制定を要望しました。



